

★かすみがうら市不動産会場公売スケジュール

● 10月13日(水) 12:50～ 入札受付(千代田庁舎防災センター2階)
13:20 入札開始

★公売物件一覧

売却 区分番号	財産所在地	地目	地積	見積価額	買受適格証明書
				公売保証金	
22-12	上土田字堂下181番	田	869㎡	63,000円 10,000円	必要
22-13	上土田字上土田1145番	田	2,064㎡	920,000円 100,000円	必要
22-14	牛渡字牛渡7145番	田	1,716㎡	770,000円 80,000円	必要
22-15	牛渡字鷺宮前2879番1	畑	1,160㎡	135,000円 20,000円	必要
22-16	牛渡字牛渡7003番1	雑種地	427㎡	30,000円 10,000円	
22-17	牛渡字兵庫峰下637番4	雑種地	136㎡	9,000円 1,000円	

農地の入札をご希望の方は、入札受付の際「買受適格証明書」が必要となりますので、**9月10日(金)までに**市農業委員会に申請してください。

茨城租税債権管理機構からのお知らせ

【会場公売】

日時／10月5日(火) 12:50～
場所／茨城県水戸合同庁舎2階大会議室
対象不動産
売却区分番号／22-32(土地1筆)
所在地／上土田1108番
地目／田
地積／2939㎡
見積価額／1,380,000円

※農地のため、入札には「買受適格証明書」が必要です。中止になる場合もありますので、事前にお問い合わせください。公売不動産の詳細は市納税推進課で公売参加のご案内を配布しています。

☎茨城租税債権管理機構 029-225-1221
茨城租税債権管理機構は、市町村から引き受けた市町村税の徴収事務を専門に行う特別地方公共団体です。

公売に当たっての注意事項

- 公売は、滞納者本人、税務職員などは参加できません。
- 公売財産は現況有姿のまま売却します。
- 公売財産については瑕疵担保責任を負いません。
- 買受代金全額納付後のき損などの損害負担は、買受人が負います。
- 公売執行機関は公売財産の引き渡しの義務を負わないため、使用者または占有者に対して明け渡しを求める場合は買受人が行います。
- 土地境界については、隣接地所有者と協議をしてください。
- 公売は予告なく中止することがあります。(事前に公売執行機関に問い合わせましょう。)

会場公売とは…

不動産を対象に、決められた公売日に公売会場で一度だけ入札する方法をいいます。ただし、買受人の代金納付前に滞納金が完納となった場合は公売が中止になります。

Q 農地を買うには

農地法の許可(届出)が必要な農地は、農業委員会が発行する『買受適格証明書』を農業委員会に発行申請しましょう。農地の入札には必須になります。

Q 見積価額100万円、公売保証金10万円の物件を落札すると110万円支払うの？

いいえ。公売保証金は買受代金(落札価額)に充当しますので、実際に支払うのは100万円です。
※公売保証金は、入札を妨害したり、正当な理由なく買受代金を納付期限までに納付しない場合などは返還されません。

Q 落札したら？

落札した場合は買受人となり、納付期限までに代金を納付します。納付確認後、公売執行機関が買受人から登記請求を受け、差押などの抹消、所有権移転の手続きを行います。買受人が行う必要はありません。

※登記手数料(収入印紙代)、その他証明書類等は買受人の負担となります。

Q 公売広報はどこで見ることができるの？

市ホームページや千代田庁舎納税推進課で公売財産の詳細な内容、見積価額などを確認することができます。また、不動産なので、登記簿や公図などを閲覧し、現況を確認しておきましょう。

Q 公売保証金はどうに納付するの？

公売会場で受付後、入札前に支払いとなります。公売保証金の納付がないと入札に参加できません。公売保証金は入札後、落札できなかった方には返還します。

Q 当日持参するもの

- ①公売保証金
- ②身分証明書(代理人含)
- ③印鑑(認印可、法人は代表者の印鑑、代理人含)
- ④委任状(法人の従業員の場合。代理人の場合は代理権限を証するもの。)
- ⑤収入印紙200円(営利法人や個人営業者の場合)
- ⑥買受適格証明書(農地の場合)

Q 落札できなかったら？

公売会場にて公売保証金の返還を受けてください。営利法人や個人の営業者の場合は、収入印紙代200円が必要です。

STEP 1

「公売広報」で物件を確認

STEP 2

農地の場合は『買受適格証明書』を取得

STEP 3

参加申し込みと公売保証金の納付

STEP 4

公売会場で入札

STEP 5

落札者が決定
代金納付と所有権移転

市税等滞納者の差押財産(不動産)を公売します

☎納税推進課 内線1123

不動産会場公売のお知らせ

― 不動産対象のインターネット公売に続き、不動産対象の会場公売を実施 ―

7月号でお知らせしたように、市では、市税の滞納抑制と税収確保のため、滞納者から差押えた財産の公売を行っています。主に不動産を対象とする「インターネット公売」と、不動産を対象とする「会場公売」があり、今月号では「会場公売」をご紹介します。どちらも落札代金は、滞納者の未納税に充てられます。